



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法のクレオールを阻むもの
Author(s)	尾崎, 一郎
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 58(3), 363[1429]-375[1441]
Issue Date	2007-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29641
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(3)_363-375.pdf



法のクレオールを阻むもの

尾崎 一郎

本稿は、法社会学的な観点から、法のクレオールを阻む条件について概観する研究ノートである。まずそもそも本研究プロジェクトではなにが探究されているのかを私なりに整理し、その上で、本論に入りたい。

一 問題の確認 法のクレオールの探究とは なにか

法とは、言語化された手続的・実体的規範を主軸とするシステムであり、個々の行為者や国家の諸機関、各種団体などの法主体が、法言語によって問題を縮減的に再構成しコミュニケーションすることによって作動している。特殊な言語によって体系化されている法規範は、通常、高度の一般性を有しており、

法を参照しながら相互行為を行う当事者もまたそのことを認識している。逆に一般性を志向した相互行為（すなわち、種々の問題を公共化し、共有し、討議していくような相互行為）が、その枠付けとして参照される法の一般性を担保し、再生産しているのでもある。

他方、このような意味での一般性を法が有し、法主体がそれを志向していることは、法が具現する諸価値がその実体的内容において高度な普遍性を有していることを、必ずしも意味しないであろう。第一に、事実の問題として、法は、そこに具現された実体的価値の保有の有無とは無関係に、言わば利益の最大化ということだけを動機として、援用することが許される規範だからであり、実際そのような法援用、法使用（によるコミュニケーション）は多く見られる。第二に、やはり事実の問題と

して、異なる「法圏」「法文化」に属する法同士の間では（いや、そもそも、一つの法圏、法文化の内部においてすら）、同種の問題について相互に矛盾する、時に正反対の、価値判断に基づいて法規範が構築されているということもしばしば見られる現象である。複数の「正義」が一つの「正義」に収斂するかどうかは、理論的にも現実問題としても全く明らかではないように思われる。

すなわち、法は、私的言語や私的価値を超えた公共性（によって支えられ／を担保する）一般性を有する一方で、現実には、（仮にあるとしても）弱い程度の普遍性しか持ちえていない、規範のシステムであるということが、さしあたりできるであろう。

私たちの共同研究が探索的に設定した、「主体的法形成」による「法のクレオール」^①とは、異なる法文化に属し（例えば英語か日本語かというような意味で）異なる言語からなる法が接触し、「主体的」に翻訳されたり継受されたりする過程（ここには、異文化に押しつけられた、その意味では非主体的に受容した、法規範の、主体的解釈といったものも含まれる）を経て、異なる法文化に属する主体同士が法的にコミュニケーションする一般的な枠組みと場が成立し、さらには、法が具現する価値において高度な普遍性が実現される、ということを指す、射程

の大きな概念である。正義が本来一つの正義に収斂すべきもので、現在の多元的状況はいわば発展的過渡期であると考ええるならば、法のクレオールの生成は、必然かつ自然な成り行きということになる。しかし、これはあまりにも非現実的な想定であろう。少なくとも、一般性、さらには普遍性を志向した、「主体的」な営為によって、まさに一般性、普遍性が実現されていく、その可能性が探求されているのである。

「ビジン」や「クレオール」という概念が、元々含意されていた、植民地で生まれたできそこないの混淆語、混淆文化といったニュアンスを反転させて、文学やポストコロニアリズムの文脈で注目されてきた背景^②には、植民地对宗主国というような非対称な関係においてヘゲモニックな力を有した言語や文化（すなわち宗主国側のそれら）に蹂躪されながらも逸脱、抵抗していく被植民者たちの営為に見出される、わずかな（豊潤な？）自由や主体性への期待があったように思われる。狭義の言語現象を超えて、文化の逸脱的融合態が含意されている。このことは、私たちが「法のクレオール」なるものを考える上でも示唆に富む。実際、歴史上、強者、征服者の法が弱者、被征服者に押しつけられることはしばしばあったであろう。また、直接的な押しつけではなくても、文化的ヘゲモニーをバックに、特定

の法規範やそこに具現された価値が、周辺諸地域に伝播、浸透していくことはあったであろう。これは、異なる法文化の接触の一つの典型的な局面であり、現在もなお、世界の各地で経験されている事態であるかもしれない。少なくとも、法史的素材において、法文化の接触を考える時には、欠かせない視点であろう。

他方で、先に述べた「主体的法形成」を基軸とする「法のクレオール」の探求にあたっては、権力や力の非対称性が必ずしも介在しない、より対等な局面における文化接触、法の相互浸透、共変化、といったことも考察の対象となる。権力関係の遍在性や、グローバルな〈帝国〉的権力の存在などを考慮するならば、純粹にそのような局面が存在するかどうかは議論の余地があるとはいえ、少なくとも理論的には、また現実の局面でも局所的には近似的に、そうした相互浸透や共変化を考えることはできるであろう。それは、前段落で指摘したような局面に比して、より強い意味において、主体的な営為が、法のクレオール化を推進する可能性があるということである。実際、例えば「セクシユアル・ハラスメント」に対する法規制を例にとってみても、そこでは、ある法文化（アメリカ合衆国）において構築されたセクシユアル・ハラスメント概念が、他の法文化（例

えば日本）において主体的、意識的に摂取され、翻訳され、社会に普及し、法規制を惹起したという現象が見られる。当該概念が摂取され、規制対象を枠付ける骨格を持つに至る過程では、発祥の地での関係する理論や教義、判例などが繰り返し参照され、一般性ないし普遍性を有する枠組みが探求された。あるいは、日本ではかつては子供が親に対してふるう暴力の呼称だった「家庭内暴力」という用語が、ドメスティック・バイオレンスという表現を経由することで、父親や夫が子や妻にふるう暴力を指すものに転換し、かつ後者の暴力の遍在を明るみに出し、法規制の実現に至ったことも記憶に新しい。いずれにしても、これらにおいては、ジェンダー秩序や性暴力といった問題に関わる法のクレオールの端緒が存在するかもしれない。無論、單方向的な一般化、普遍化に短絡することは避けなければならない。概念のずれ、翻訳を通じた逸脱、変性といったことには敏感である必要がある。しかし、このような概念や規範の伝播や拡散を通じて、法の普遍的な枠組みが生成していく可能性は、少なくとも原理的には否定できないであろう。私たちはこのような事態をも指すものとして、言わば拡張的に、「クレオール」³⁾の概念を用いているのである。

ただし、ここで注意しなければならないのは、ヘゲモニック

な文化権力からの逸脱的融合態としてのクレオールと、より主体的な営為によって実現される普遍的融合態としてのクレオールとは、原理的に正反対の方向を向いているかもしれないということがある。後者が、同化、引力、普遍化を軸とするなら、前者は、差別化、斥力、個別化を軸とするという意味においてである。もしそうだとすると、たとえば（押しつけられたものの自由で主体的な解釈といったものも含む広義の）「主体的法形成」というパラメーターをおいているとはいえず、そもそもクレオールという概念を用いて、如上の逆方向の探究を同時にすることには、根源的な問題ないし限界があるかもしれない。このことには十分自覚的である必要がある。ただ、本共同研究では、元々クレオールという概念をかなり広義に用いようとしている。異文化の接触によって出現する種々の態様をまずはリアリティックに把握するための概念である。そうした作業を行うにあたって、必ずしも、クレオールの概念を狭義に確定しておく必要はないであろう。むしろさしあたりは両義的な概念として措定しておけば足りるのである。

しかし、以上のことを確認した上で、以下では、あえて「法のクレオール」生成の阻害条件について概観することにした。大きく分けて、法が一般性を志向し実現するために構築された

特殊な言語体系であることに起因するものと、法が社会の規範的意味秩序としての文化の基本要素であることに起因するものとの、二つの阻害条件が存在する。ここで指摘するのはいずれも原理的というよりは実践的な諸問題かもしれないが、法主体がまさに「主体的」に法の解釈や創造に関わるがゆえに逆説的に発生する問題でもある。その意味では、克服が相当程度困難な問題である可能性がある。

二 法のクレオールの阻害条件（一） 法の言語的特性

いわゆるクレオール（語）が、社会の成員が日常生活で用いる自然言語において発現する現象を第一義的には指すことをふまえて、法が言語として有する特性を考える必要がある。もちろん、法において用いられている言語は、自然言語と人工言語との対比においては、広い意味では自然言語に属するであろう。しかし、そこで用いられている術語には日常生活では用いられないものが多数含まれ、日常生活でも用いられる単語であっても、より限定的な意味や異なる意味で用いられることがしばしばある。ある程度専門的な訓練を経ないと使いこなすこ

とができないのである。すなわち法言語による相互行為に参画できない。その意味では狭義での人工性はないにしても、日常言語に比べれば人為性の高い言語体系であるとは言えるであろう。

① 存在ないし実在からの分離

法言語は日常言語に比して次の二重の意味でより多く存在ないし実在から分離している。第一に、法が言語的に具現する規範（当為）は存在とは通常区別されて理解されている。ルーマンの規範的予期と認知的予期の区分が象徴的に示すように、現実が存在する状態に裏切られても規範の規範性は失われない（規範的予期が維持される）というのが、規範が規範たり得ていることの核心的要素である。第二に、自然法論が退潮し法実証主義的な法理解が主流になってきたことに象徴されるように、世界に遍在する自然的秩序と法の規範的秩序とは分離的に捉えられるようになってきている。法規範は、極端に言えば社会の成員の約束事Ⅱ規約にすぎず、自然的秩序と相關している必要はない、という考えさえ成立し得る。^⑤

実際には、日常言語についても、同様の方向付けにおける理解の変化はある。例えば、古代中世の西洋哲学において、「ある」^⑥

「存在する」という動詞自体が「存在する」ものとしていかなるステータスを持つているかをめぐって複雑で混乱した議論が行われ続けたように、言語が存在ないし実在と必ずしも区別されず、言わば連続したものとして捉えられていた。これに対し、言語が存在ないし実在と直接的な照応関係を持たないか、あるいは持つていても偶有的であること、単なる記号にすぎない可能性があること、ラッセルのタイプ理論のように述語のステータスを区別することで混乱が避けられる（かもしれない）こと、言語自体が「現実」を構築すること、などの、言語についての新しい視点が自覚的かつ体系的に探究されてくるのは、中世の唯名論に起源があるにしても、近代以降のことであろう。こうした言語についての理解の変化と、先の法理解の変化とは連動しているであろう。

重要なのは、しかし、法言語が日常言語以上に、自覚的で人為的な構築物として、存在そのものからも、実在するとされる自然的秩序からも、分離して、捉えられるようになっていくことである。そのような脱実在主義的ないし脱本質主義的特性こそが、法が法であることの重要なメルクマールになっている。そもそも、同じ単語を仮に用いていても、法の言語がそれであると認知される（重要な）一つの条件は、そうしたメル

クマールを有する言語行為として発話されていること(つまり、日常の発話よりも、相対的に実在性から切り離されている程度が高いと見なされること)であるように思われる。

② 主体的コミットメント

①と関わること(同根)であるが、近時、法についてその「フィクション」性が重視されるようになってきている。⁷⁾見ようによっては現実離れた「嘘」であるフィクションを、嘘であるが故に棄却するのではなく、まさにそのようなものとして受け入れていくという営為が、法が法として作動することの基盤にあるということであろう。すなわち、そこでは一定の主体的コミットメントが要請されている。実証的な法社会学研究が繰り返し指摘してきたように、そもそも法と現実の間には様々な⁸⁾存在する。そうであるにも拘わらず法規範を志向したコミュニケーションが成立するためには、単に強制装置の支えがあるだけでなく、逆に自己利益を最大化する道具性があるだけでも、法の普遍的・超越的妥当性を高唱するだけでも、足りず、社会の成員が、あえて法を法として引き受け実践する、投企的構えが必要なのである。仮にその自覚が忘却されており、その忘却自体が忘却されているにしても、⁸⁾そして、そのような(おそらく

半自覚的な)主体的コミットメントは確かに社会に広く存在していると思われる。

このような法の特性もまた、日常の言語行為とは有意に異なると考えられる。日常言語による相互行為においては、そこで用いられる言語について、そのようなコミットメントはおそらく求められない。その意味では、より「自然」なものとして、言語が用いられていると考えられる。それだけに、法言語によるコミュニケーションの人為性が際立つのである。

③ 複雑性

法の言語は、社会の複雑化の進行、および機能システムの分化に連動して、その複雑性を増大させている。多様な文脈で多様な主体により場当たり的、その場しのぎ的に規範的宣言がなされたり協約が結ばれたりする「断片化」現象、「新しい権利」カタログの増大、肥大する裁判例、氾濫する規範、流動化する政策に応じて微修正的に重畳する法改正等、法言語の複雑化を示唆する現象は、すでに多くの論者により指摘されてきているところである。もはや個々の行為者にも、法自身にも、法の全体像が把握できず、その内部の見通しが利かなくなっているように思われる。^④述べることに関わるが、法システムにおい

ては、内部的で循環的な相互言及によって規範言語が構築されていることも、複雑化の進行に拍車をかけている。すなわち、相乗的に複雑化は進行し得る。局所的に成立している統一的理念や政策目標や整合性が、法全体を制御することはもはや望むべくもないであろう。

日常言語もまた複雑ではある。しかし、単方向的ではないにしても、語彙や文法や修辭や記法における平易化・簡易化の全般的傾向はあるように思われる。法律の条文についても文語体を口語体に変換し、用語を平易化するなど、意図的平易化の試みは行われている。他方で日常言語における平易化はより自然発生的、同時多発的に創発している。部分集団におけるジャーゴンなどは、集団内での作為的複雑化であり、むしろ法言語における特殊語彙の創造に近いであろう。そもそも、ビジンやクレオール自体が、宗主国の言語が植民地において現地語と融合しつつ文法的、語彙的、修辭的に簡易化されたものであるとも言われ、日常言語の平易化、簡易化の特殊形態であると言うことができるかもしれない。これらに対し、法の言語はやはり不可逆的、自己増殖的に複雑化の過程にあるという点で有意に異なると言えるであろう。

④ 自己組織性

法が法自身の言語によって新たな言語を枠づけたり生み出していったりする自己組織性は、法のシステムの性質の中心であるが、このことの系として、法が自己と整合しない他の規範（道徳、条理、慣習などのみならず、「生ける法」や、外国「法」、宗主国「法」などを含む）との関係を、自前の論理に回収して再構成し、自己の既存の規範との「整合」化を行うことができるという機制にも注意が必要である。それは厳密な意味での無矛盾な包含・融合・摂取・止揚ではなく、対自的なものにとどめつつ何らかの位置づけをさしあたり行ってしまう得るということを指している。そのことで、理念的にあるいは実践的帰結として何らかの矛盾が存在するような規範や、国家法にとっての国際法のように両者間のプライオリティが一義的には決まらず依然として論争があるような関係にある規範についても、さしあたり位置づけ、「併存」することが可能になる。

このことの含意は重要である。すなわち、法は、自らのインテグリティを保持しつつ、容易には他の規範や異文化の法に対して同化したり融合したりしないで自存する独立性、慣性を有していると考えられるのである。そのことを自覚的に行うための言語的仕組みを法は有しており、それは現に多くの局面で作

動している。

以上、一般性を志向し実現するために構築された特殊な言語体系としての法の特性を概観した。異なる法文化や法言語の接触において、これらの特性が具体的にどのような効果をもたらすかは一義的には明らかではないかもしれない。しかし、植民地において使用を強制された宗主国語が受動的適応として変質し現地語との新しい融合態、すなわちクレオールをとるという仕組みとは相当程度乖離した、法言語の接触態様がまずは想起されるであろう。なにより、国家法といわゆる「生ける法」との間には通常一定の懸隔が存在するが、宗主国法の使用が強制された植民地や旧植民地においてすら、宗主国法と現地法との間に、融合や同化ではなく、使い分け、併存等による二重構造が残存し、両方の間の懸隔が保存されたことが多かったことが持つ意味は大きい。インドにおけるイギリス法と部族法の関係がその一つの例となるだろうが、強制の強さや意味が異なる状況、例えば、アメリカ合衆国における連邦法、州法、先住民の慣習法の関係や、日本における（西洋から継受した）国家法と「生ける法」の関係などを考えても、問題の複雑さを理解できる。法的言語が、程度の多少はあるにせよ、人為的、主體的、

自己組織的に構築された言語であり、一定の複雑性を有していることが、そうした「融け合わないさ」の背景にあると考えられるのではないだろうか。すなわち融合態としての「法のクレオール」成立の阻害条件となつていると思われる。対等な関係にある二つの法文化を、双方の完全な合意のもとに、自覚的に一般化、普遍化しマージするというような、かなり限定的な条件がない限り、各法文化、法言語は一定の自立性と自律性のもとに存立し続ける可能性が高い。

三 法のクレオールの阻害条件（二） 法の文化的特性

法は言語であると同時に文化でもある。より限定的に言うなら、法は、社会統合の表象であり、規範秩序の要であり、価値の準拠である。社会が保持している諸価値が、具体的なカズイステイークに即して明文化されてきたことの痕跡が法文として残るとともに、未来の社会統合を志向した規範として機能するという仕組みになっている。

このことは、当該法を保持する集団ないし社会の文化的インテグリティや集合的アイデンティティと深く関わっているとい

うことでもある。社会の個々の成員にとっても、自分が帰属する集団や社会がいかなる法を保持しているかは、単なる有用性を越えた、高い文化的、象徴的意味を有している。だからこそ侵略者、征服者にとっては征服した社会の法の書き換えが一つの重要な関心事となるのであろうし、植民地や非西洋文化圏や帝国の辺境にとっては、自らが保持することになった法の文化的起源が重要な関心事となり、法に通暁することがエリートの証となるのであろう。

無論、現実には、法は（少なくとも西洋起源の法は）、その文化的諸価値をさしあたり問うことなく、自己利益を最大化するための道具としての汎用性を有している。実際、いわゆるグローバル化し市場主義、産業主義、消費主義が浸潤する世界経済において、先進諸国の経済エリートが法エリートと手を組んで、法的手段を武器に、国境や文化の壁を超えた商取引を加速させ、巨利を得ていることはよく知られている。日常生活のレベルでも、幸福追求権などの法的用語を持ち出したり弁護士や裁判所を利用することで、紛争相手に圧力をかけたり、利益を確保したりする行為は散見される。あえて法に文化的価値を読み込まず、客観的で中立的な装置として法を概念化すべきだ、そのほうが「法化」社会実現の近道だ、とする主張もあり得よ

う。しかし、そうした「国際」的な経済活動、利潤追求や、「身勝手」「御都合主義」な法援用がローカルな経済や一般世論から（時に感情的と揶揄されるような）反発を招きがちであることが逆に示すように、現実の社会においては、法規範や法使用が有する意味や価値は少なからぬ関心の対象となっているのである。

そして、この点に関し、法のクレオール化の探究にとって重要なのは、グローバル化に伴う文化の平準化、共通化（あるいはアメリカ化、文化帝国主義）が指摘される一方で、だからこそ、各文化圏、国家、民族等の集合的で主観的な了解としての「自文化」の特殊性、「他文化」からの差異が、異文化の接触の局面において大きな影響力を持ち始めているということである。（自身ではなく）他者により宗教原理主義と称されるような立場を鮮明に出す勢力が政治権力を奪取し、国家法をはじめとする社会的諸ルールを彼らにとつての高潔さを備えたものに書き換える時、（彼らにとつて）墮落した、あるいは劣悪な文化の影響の排除というレトリックないし論理がしばしば用いられているように見える（あるいは用いられていると他者が理解している）。その結果、双方の無理解と憎悪の悪循環が発生する。そこまでドラスティックでなくても、西洋法を継受した

国家法に対し、伝統的価値や道徳とされるものを対置して、「権利主張の行き過ぎ」「義務感の欠如」などを批判する動きは日本でも一貫して存在する。最近では、被害者救済といった美名の下に、刑事司法の原則をかなり逸脱したように見える形で、感情的ファクターの司法への取り込みのようなことも制度化されつつある。こうした、文化的自意識の高まり、他者との差別化、他者の排除の動きは、文化的価値の象徴的具現である法のクレオール化の帰趨を考える上で見逃せない問題であるように思われる。もちろん、理論として、各集団の文化を本質主義的に捉える必要はない。そもそも如上の動きは、グローバル化、アメリカ化、流動化、個人化といった世界的現象に対する典型的（で凡庸な反応に過ぎないとも言えるし、いわゆる文化的差異を超越する普遍性が絶対にはあり得ないとする必要もない（絶対にあると主張することも躊躇われるが）。しかし、（法）社会学的観点から言えば、文化を本質主義的に捉え自己規定し相互の排除を強めている社会集団が、世界各地に存在し、その数はますます増えているという事実が重要である。とりわけ、文化間に、ヘゲモニックな力での非対称性がある場合、例えば、どちらかの法がよりオーセンティックであるとされるような状況では、この問題は大きいであろう。さらに、一方が他方に不

公正な仕打ちをしているという理解が存在する場合、斥力に拍車がかかる可能性がある⁽¹⁰⁾。前節で述べたように、法は主体的にコミットし人為的に構築される規範言語である。だからこそ、そうした相互排除、差別化の動きと連動しやすいと考えられるのである。

法が文化であることは、よりミクロな現代的アイデンティティ・ポリティクスの観点からも重要である。すなわち、特定の国家法内部でなされる、法のイデオロギー性に対する懐疑や批判である。一見中立的、普遍的、技術的に定立されているように見える（あるいはそう僭称している）法規範が、エスノセントリズム、レイシズム、セクシズム等、一定のイデオロギーに彩られそれを隠蔽しているという批判である。米国の批判法学に代表されるように、このような批判自体は多様な文脈や含意に開かれている。法が根源的に有する権力性に対する不断の、生産的な、警戒の論理としての側面もある。先述した、フェミニストによるセクシュアル・ハラスメントの法理の主張のように、法律や判例の創造的変更につながる批判も多々あったし、これからもあるであろう。しかし、他方で、このような批判は、「相対的剥奪感」に駆動されて⁽¹¹⁾ 自集団の属性や文化を本質化し、自他区分を絶対化する動きとも連動しやすい面も有して

いる。かつてアーサー・シュレージンガーJr.が厳しく批判した米国の「アフリカ中心主義」の主張などがその例となるだろう⁽¹²⁾。そのような側面が前面に出た場合、支配者のイデオロギーに対する批判が、国家や社会の法的統合の、内部からの破壊の論理に転化しやすいと思われる。関連して、法秩序を、その制度理念の呪縛から解放すべく、ローカルでミクロな文脈性、個別性に解体していくという一部のポストモダン法学の主張も、少なくとも理屈の上では界限のない解体への途を開いてしまふ面があることは否定できないと思われる（さもなくば、「実在」する「自然」な秩序に、理論自体が逆説的に依存しているのである）。

以上、大雑把ではあるが、「法のクレオール」の阻害条件を仮説的に概観した。近代以降の社会においては、法理論においても、行為者においても、法が人為的なルールの体系であるという反省的認識が普及したといつてよいであろう。同時にそれは様々な価値の象徴ないし体现としての意味と機能を有している。このような法理解の変化は、まさにそうであるがゆえに、法のクレオールの融合への、ネガティブな規定条件となるのではないかと考えられる。もちろん、局所的には種々の局面で、

自覚的、無自覚的な、法文化の接触があり、相互浸透、相互変容があるだろう。しかし、そのダイナミズムが、各法文化において、法文上の変化として自覚的に現前させられるフェイズにおいて、本稿が論じたような諸条件が関与してくるのではないだろうか。これが原理的な限界なのかどうかは一層の検討が求められるが、さしあたりは、実践的問いとして、普遍性を志向しつつ法に関わるすべてのアクターと理論家に突きつけられているように思われる。

(1) 本節の以下の記述については、本共同研究プロジェクトの代表者である長谷川晃教授の問題提起に示唆を受けた。特に、二〇〇七年一月一三日のプロジェクト研究会での御報告「William Twiningの「法の伝播／拡散」論と〈法のクレオール〉」から多くの教示を得た。無論、本節の議論の誤り等の責任は私にある。

(2) 今福龍太『増補版クレオール主義』（筑摩書房、二〇〇三年）。特に第X章、XI章。

(3) ちなみに、別の地域で相互接触なしに成立したクレオール語同士が、きわめて類似した構文のシステムを有していることなどを根拠に、クレオール語に「人間の言語獲得の「生物学的」普遍的特性」が現れているとする

議論もあるようである。今福前掲二二六頁以下。私の記憶では、晩年の安部公房氏が、クレオール語の普遍的側面に注目する発言をテレビインタビュー等で繰り返していた。

- (4) N・ルーマン『法社会学』（岩波書店、一九七七年）四七頁以下。

- (5) ここでの議論の文脈とは異なるが、「根元的規約主義」の立場から法概念を提示する最近の研究として、大屋雄裕『法解釈の言語哲学——クリプキから根元的規約主義へ——』（勁草書房、二〇〇六年）。

- (6) 本段落の内容については、存在論を軸に西洋哲学史を再構成する、熊野純彦『西洋哲学史 古代から中世へ』（岩波書店、二〇〇六年）から示唆を得ている。関連して、言語理論の革新と法理論の関係について、碧海純一『法と言語』（日本評論社、一九六五年）。特に第一部。

- (7) 来栖三郎『法とフィクション』（東京大学出版会、一九九九年）。

- (8) 尾崎一郎「都市の公共性と法主体」（『北大法学論集』第五六巻五号、二〇〇六年）三九五頁。

- (9) ただし、今福前掲二一六頁では、まだ誰の「母語」にもなっていないピジン語では「言語的簡略化・収縮」の傾向があるが、それが「母語」となったクレオール語では「言語的深化・拡張」の動きがあるとしており、社会

言語学的には本稿のような単純な議論は許されないかもしれない。また、グローバル化にともなう少数言語の消滅、方言の消滅、ら抜きことばに代表される合理化などを別として、日常言語一般に平易化、単純化の長期的傾向があるといつてよいかどうか、私には論じる資格がない。あるいは、ポイントは、複雑性の程度ではなく、法という言語が示す複雑性（複雑化）と日常言語の複雑性（複雑化）の質的差異なのかもしれない。なお、議論の視角はかなり異なるが、法システムをはじめとする機能システムの重要な機能を世界の複雑性の「縮減」とするルーマンのシステム理論においては、「環境」の複雑化の進行に応じて、システムも複雑化する。この点、前期ルーマンは、法が「一つの社会システムの構造として用いられる」という「機能」のためには、「法は、具体的な話し方や書き方の規制をはるかに超えた縮減技術が必要とする。それは、言語のおかげで言い表し、考え、なすことができるものの範囲から、言い表し、考え、なすことが許されるものを選び出す技術である。」（ルーマン前掲一一七頁、傍点引用者）とし、法の言語の歴史的進化をたどっている。後期ルーマンは、言語自体について、「言語の本来の機能の核心は、シンボルを用いての意味の一般化のなかに存している」とする（ニクラス・ルーマン『社会システム理論（上）』（恒星社厚生閣、一九九

三年）一四五頁。法は、こうした言語一般の特性の延長線上にある特殊な言語ということになろう。これらの点についてのまとまった考察は今後の課題としたい。

（10）イスラーム文化と、それを「原理主義」の名で単純化して捉え移民等に対してなしている不正を正当化するヨーロッパ社会との間の、「憎悪の連鎖」については、内藤正典『ヨーロッパとイスラーム』（岩波書店、二〇〇四年）第四章。

（11）後期近代の社会における、各階級や集団の相対的剥奪感、自他の文化的差異の本質主義的理解と相互排除については、ジョック・ヤング『排除型社会』（洛北出版、二〇〇七年）参照。関連して、ジークムント・バウマン『リキッド・モダニティ』（太月書店、二〇〇一年）第五章（「共同体」）。

（12）A・シュレージンガーJr.『アメリカの分裂』（一九九二年）。アメリカ合衆国における関連動向と憲法訴訟については、志田陽子『文化戦争と憲法理論―アイデンティティの相剋と模索』（法律文化社、二〇〇六年）。